

秋田県中小企業団体中央会 共済事業規程

令和2年4月1日制定

(共済事業の目的)

第1条 この規程は、秋田県中小企業団体中央会（以下、「本会」という。）会員組合等、その傘下事業所の事業主及びその従業員等の福利厚生に資するため、共済事業を実施することを目的とする。

(共済事業の内容)

第2条 前条の目的を達するために、次に掲げる共済制度を実施する。

- (1) 特定退職金共済
 - (2) 団体扱（月払い）共済制度（オーナーズプラン・パートナーズプラン）
 - (3) 団体扱（年払い）共済制度（オーナーズプラン）
- 2 前項のうち特定退職金共済については、「秋田県中小企業団体中央会 退職金共済規程」の定めに基づき実施するものとする。

(加入資格)

第3条 本会に加入する会員組合等、会員組合等の構成員たる事業主及びその役員・従業員とするが、加入者の対象範囲については、共済制度毎に別途これを定めるものとする。

- 2 前項の規定に係わらず第2条第2号及び第3号については、毎年1回実施する「加入資格定期確認」を共済制度加入後連続3回実施し資格があると確認された契約については、4回目以降の資格確認を実施しない。
- 3 第2項の共済制度加入後3回実施し、全て資格があると確認された契約については、その後加入資格を喪失した場合でも、本会がその掛金を収納できれば引き続き共済制度として継続することができる。但し、加入資格喪失後、新たに加入・転入することはできない。

(共済事業の実施)

第4条 この共済制度は、本会が指定する保険会社に委託して実施する。

(掛金の収納)

第5条 前条の規定により共済制度を実施する場合、掛金の収納は本会が行う。但し、第2条第1項第2号及び第3号については、初回掛金のみ保険会社に直接納付する。

(共済制度への加入申込及び共済制度からの脱退)

第6条 共済制度に加入しようとする者は、所定の申込書を本会及び本会が指定する保険会社に提出する。

- 2 共済制度への加入は、本会が指定する保険会社との間で保険契約が成立したとき承認されたものとみなす。
- 3 共済制度からの脱退は、本会が指定する保険会社との間で保険契約が解消されたときに脱退したものとみなす。

(加入資格の確認)

第7条 本会は、第3条の規定に基づき共済事業が実施されているかを確認するため、定期的に共済制度加入者への加入資格確認を行う。

- 2 実施時期・方法等については、本会が指定する保険会社との間で協議の上、これを定める。
- 3 共済制度加入者は、加入資格確認に際し本会及び本会が指定する保険会社に協力するものとする。

(規程の改廃)

第8条 本会は、本規程の改廃に際し、理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 本規程は、令和2年4月1日より施行する。